

まちづくり委員会資料

所管事務報告

「川崎市立地適正化計画」の策定等について

資料 1 「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しについて

資料 2 立地適正化計画の策定について

資料 3 「川崎市立地適正化計画」【概要版】

参考資料 1 「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直し概要

参考資料 2 「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等【本編】

参考資料 3 「川崎市立地適正化計画」【本編】

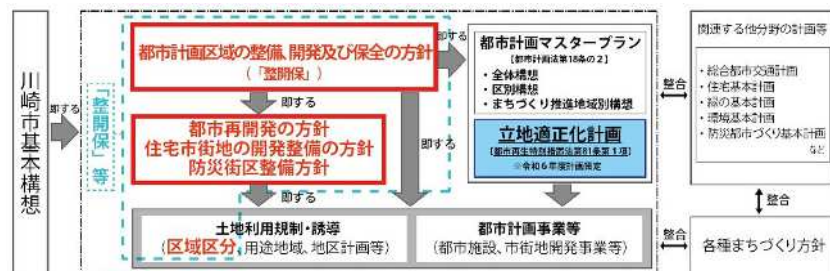
まちづくり局

「川崎都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等の見直しについて

1 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等とは

- (1) 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「整開保」という。）
- 広域的・根幹的な都市計画に関する基本的な方針であり、市街化区域と市街化調整区域の区分や主要な都市計画の決定の方針、おおむね 10 年以内に整備する主要な施設等を定めるもの。
- (2) 区域区分
- 都市計画区域内を、既に市街地を形成している、又は優先的かつ計画的に市街化を図るべき市街化区域と、市街化を抑制すべき市街化調整区域に区分するもの。
- (3) 都市再開発の方針
- 土地の高度利用に関する方針や再開発を促進すべき区域等を定めるもの。
- (4) 住宅市街地の開発整備の方針
- 良好な住宅市街地の整備の方針や整備を推進すべき区域等を定めるもの。
- (5) 防災街区整備方針
- 密集市街地の防災に関する方針や防災再開発を促進すべき区域等を定めるもの。

<計画体系>



2 これまでの見直し

- 「整開保」は昭和 45（1970）年に策定後、社会経済状況の変化や 5 年ごとに実施される都市計画基礎調査の結果等を踏まえ、近隣都市との広域的な調整を図りながら、おおむね 6～7 年ごとに見直しが行われており、今回は 8 回目の見直しとなっている。

3 見直しの基本的考え方

- 将来的な少子高齢化等による影響を見据え、持続的に都市の活力を維持していくための都市づくりが必要である。
- また、都市づくりを取り巻く環境の変化を捉え、的確に対応していく必要がある。

【都市づくりを取り巻く環境の変化】

- 将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展
- 新型コロナウイルス感染症による生活の変化
- 社会のデジタル化の進展
- 脱炭素社会の実現に向けた取組の進展
- 自然災害の激甚化・頻発化
- 持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた政策の推進

4 主な見直しのポイント

- 都市づくりを取り巻く環境の変化や、国・県・本市のまちづくりに関する動向を踏まえ、主に以下の都市計画決定の方針などを新たに位置づける。

※関連して変更している方針

【魅力ある都市づくり】

※整開保、区域区分、都再方針、住宅方針

- 横浜市高速鉄道 3 号線延伸に伴う新駅周辺の土地利用の誘導
- ウォーカブルなまちづくりの推進

【誰もが暮らしやすい都市・住まいづくり】

※整開保

- ICTやAIの活用等によるウェルビーイングの実現に向けたまちづくりの推進

【緑と水の豊かな環境に配慮した都市づくり】

※整開保

- 脱炭素社会への対応
- グリーンインフラの取組の推進

【産業の発展を支える都市づくり】

※整開保、都再方針

- 臨海部ビジョン等を踏まえた臨海部の大規模土地利用転換への対応

【災害に強い都市づくり】

※整開保

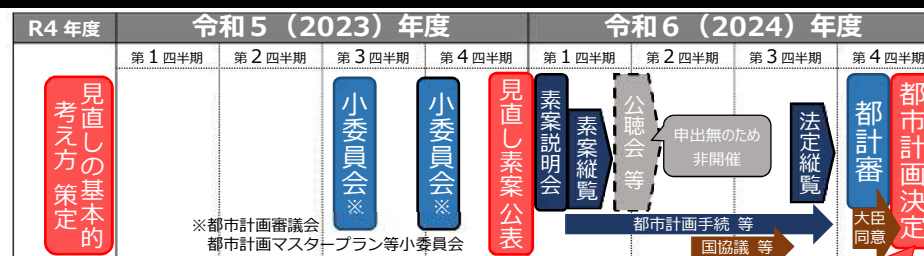
- 自然災害リスクを踏まえた居住誘導等（立地適正化計画）
- 令和元年東日本台風を踏まえた、激甚化・頻発化する災害への対策

【人口減少を見据えた持続可能で効率的な都市づくり】

※整開保

- コンパクトで効率的なまちづくりによる少子高齢化や人口減少への対応

6 見直しの経過



R7.3.27 告示

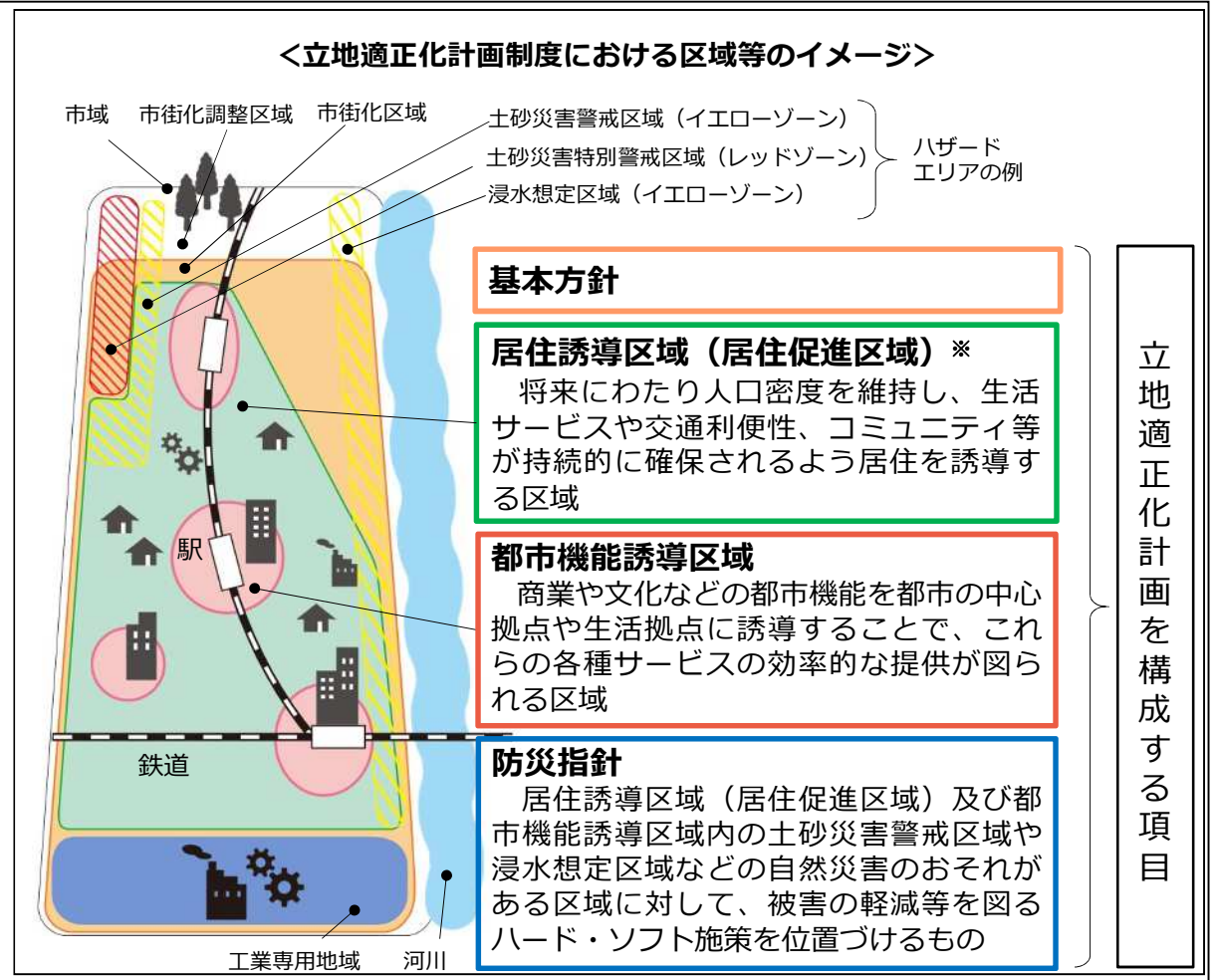
1 策定の背景

(1) 立地適正化計画制度とは

- ・平成26年の都市再生特別措置法の改正において、全国的な人口減少・少子高齢社会の更なる進展及び市街地の低密度化等への対応として、**市民サービスや地域活力の維持・向上等**を目的とし、都市計画区域に居住誘導区域（居住促進区域）・都市機能誘導区域等を設定する「**立地適正化計画制度**」が創設されました。
- ・近年の自然災害の激甚化・頻発化を背景とし、令和2年の法改正等により、**防災・減災対策を推進**する計画制度として、自治体による「**防災指針**」の策定が位置づけられました。
- ・立地適正化計画は、「**基本方針**」、「**居住誘導区域（居住促進区域）**」、「**都市機能誘導区域**」、「**防災指針**」の4つの項目で構成することとされています。

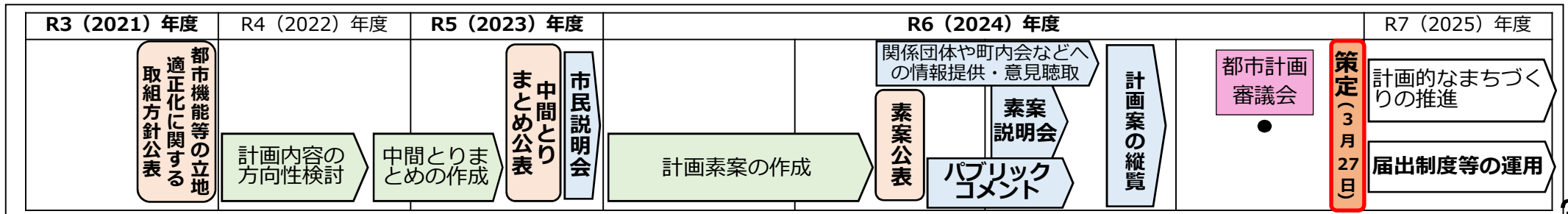
(2) 本市の計画策定の目的

- ・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方にに基づき、居住や都市機能を誘導（促進）する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、**市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをめざす**ために策定を行います。



※本市では「居住促進区域」とします。

2 計画の策定経過



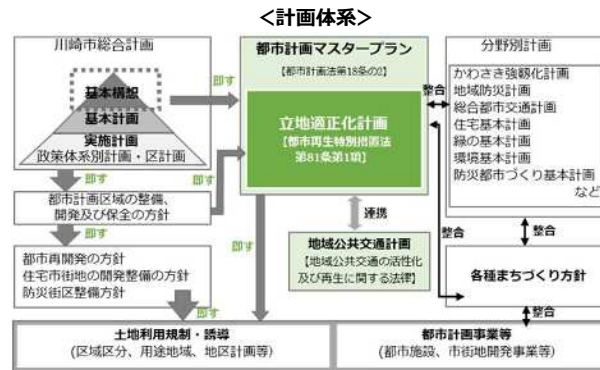
第1章 計画策定の趣旨（本編P1～P4）

1 計画策定の目的

- ・将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展、自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、都市計画マスタープランで示す土地利用や都市構造の考え方に基き、居住や都市機能を誘導する区域、誘導施策及び防災・減災対策の取組を位置づけることで、市民等と行政の協働による持続可能かつ安全・安心なまちづくりをめざすために策定を行います。

2 計画の位置づけ

- ・本計画は、都市計画マスタープランの一部としてみなされます。
- ・また、「川崎市基本構想」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即す必要があります。
- ・対象範囲は市全域とします。
- ・おおむね20年を計画期間とし、計画策定後はおおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

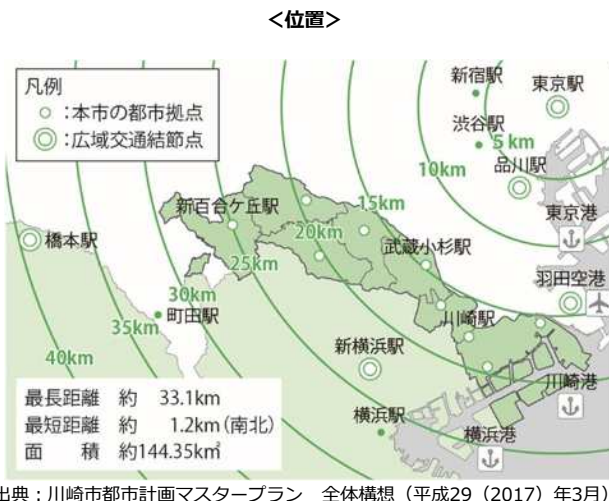


第2章 まちの現状・課題（本編P5～P33）

1 本市の現状

(1) 位置・地形

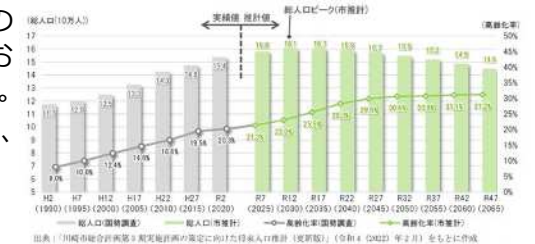
- ・本市は、首都圏の中心部に位置し、羽田空港や品川駅・新横浜駅と近接しており、都心部にアクセスしやすいなど、利便性が高くなっています。
- ・また、本市は臨海部の埋立地、多摩川沿いに広がる低地部、市域の北西部に広がる丘陵部の3つの地形に大きく分かれています。



(2) 人口

- ・総人口は令和12(2030)年頃にピークを迎え、令和27(2045)年以降の減少が顕著となっています。
- ・人口密度はおおむね100人/ha以上のエリアが多く、令和27(2045)年においても大きく変化しない見込みです。
- ・高齢化率は一貫して上昇傾向にあり、令和27(2045)年に約30%に到達する見込みです。

＜将来人口推計（市独自推計）＞



(3) 主な都市機能

- ・現状では、商業機能及び医療機能等が市全域に広く分布しています。

(4) 都市交通

- ・鉄道は、都心から放射状に広がり市内を横断する路線と市内や地域を縦断する路線により形成されており、路線バスは、ターミナル駅などへのアクセスを中心に市内各地や近隣都市に広がる路線により形成されています。

(5) 主な災害想定

- ・多摩川沿いを中心に広く洪水浸水が想定されていますが、洪水浸水想定計画規模降雨（発生確率年：多摩川約1/200、鶴見川約1/150）が生じた際に2階以上が浸水するおそれがあるエリアは川崎駅や等々力緑地周辺など限定的です。
- ・丘陵地では土砂災害特別警戒区域が多数存在します。
- ・地震による火災延焼や建物被害など、災害危険度の高い地域が存在します。

2 本市の現状を踏まえた課題

- ・現状や計画策定の目的などを踏まえ、次のとおり課題を設定します。

① 人口減少・少子高齢化の更なる進展

- | | |
|--------|---|
| 対応の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 将来的な人口減少期における良好な住環境の維持が必要 ◆ 人口減少社会への転換や少子高齢化の更なる進展を見据え、コミュニティのあり方や立地の適正化によるコンパクトで効率的なまちづくり、広域的観点に基づいた施設の適正配置等の検討が必要 ◆ 誰もが安全・安心に暮らし続けることができるよう、医療や商業などの生活サービスを維持するための取組が必要 |
|--------|---|

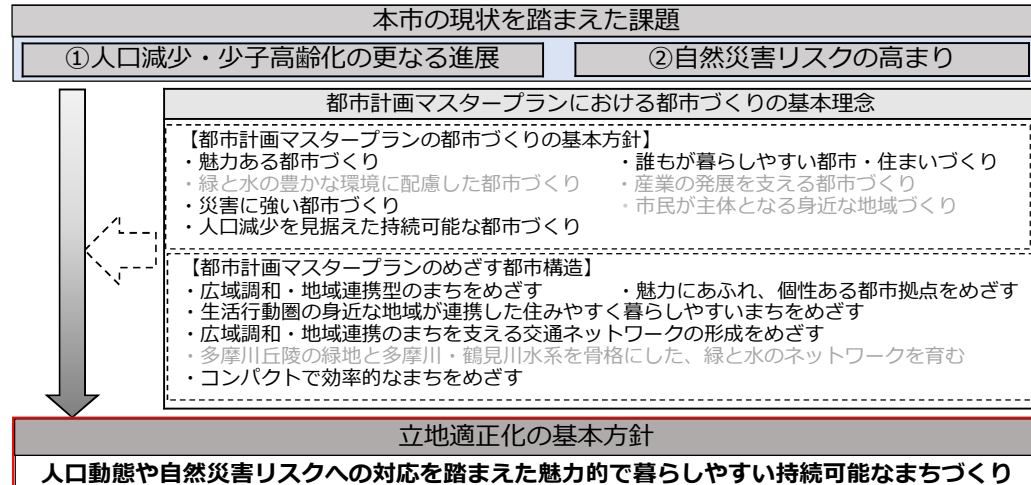
② 自然災害リスクの高まり

- | | |
|--------|---|
| 対応の必要性 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 今後の災害リスクに対応するため、これまでに発生した風水害や地震等の教訓を踏まえた対策を講じることが必要 ◆ 災害時の被害軽減・復旧・復興の早期実現に向け、自助・共助（互助）・公助の視点から地域防災力の強化を図ることが必要 |
|--------|---|

第3章 立地適正化の基本方針（本編P34～P37）

1 基本方針の設定

- 都市計画マスタープランの「都市づくりの基本方針」及び「めざす都市構造」を踏まえ、**立地適正化の基本方針を設定**します。
- 市の人口動態等を踏まえ、積極的な居住の誘導を行うのではなく、市民一人ひとりの居住地の選択を促すことで、緩やかな居住の促進を図っていく方向性であることから、**都市再生特別措置法で規定される居住誘導について、本市では「居住促進」とし、区域についても「居住促進区域」の名称で位置づけ**ます。
- また、立地適正化の基本方針を踏まえ、居住促進・都市機能誘導・防災指針の3つの分野ごとにまちづくりの方針及び施策の方針を設定します。



まちづくりの方針	施策の方針
【居住促進】 持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	・ 日常の暮らしを支える都市機能が立地可能な環境の整備 ・ 地域交通環境の向上やこれらと連携した居住地の維持に向けた取組の促進 ・ 快適に住み続けられる住環境の整備
【都市機能誘導】 地域特性やポテンシャルを活かした、都市の魅力や活力を高めるまちの形成	・ 高次都市機能の集積や、拠点における防災性向上に資する都市機能の誘導 ・ 歩きやすく居心地の良い駅前空間づくりなど、魅力のあるまちづくりの推進 ・ 首都圏や本市における交通の円滑化や都市機能の向上を図る広域的な交通網の整備の推進
【防災指針】 自然災害の被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	・ ソフト施策による自然災害リスクの周知など、防災意識向上の推進や、国・県と連携したハード整備による防災対策の推進 ・ 被災後の質の高い都市の復興を迅速かつ適切に進めるための復興事前準備の推進

2 めざすべき都市の骨格構造

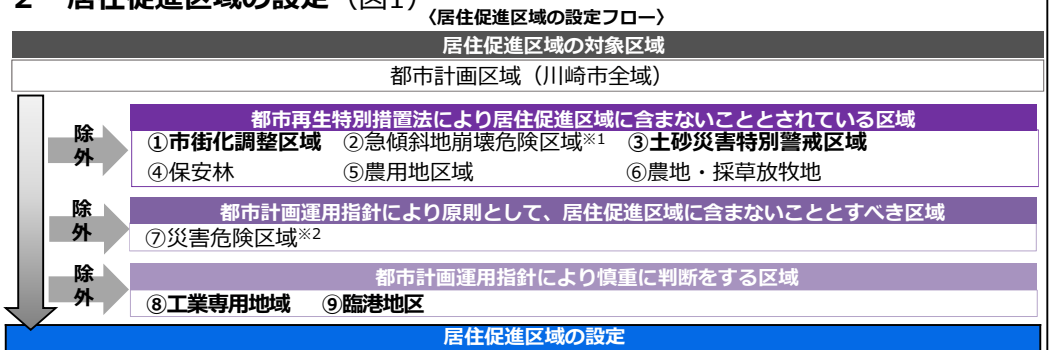
- 都市計画マスタープランにおけるめざす都市構造や、総合都市交通計画等における鉄道やバスなどの公共交通ネットワークを踏襲し、広域調和・地域連携型のまちをめざすとともに、これらのまちを支える交通ネットワークの形成をめざします。

第4章 居住促進（本編P38～P49）

1 居住促進区域の設定の考え方

- 市全域で人口密度が高く、総人口は令和12（2030）年頃にピークを迎え、ピーク後も比較的緩やかな減少傾向をたどることが想定されています。
- また、居住地についても、市全域に広がっている状況です。
- これらを踏まえ、都市再生特別措置法及び都市計画運用指針により、居住促進区域に含まないこととされている区域を除いた**市域の大部分を居住促進区域に設定**します。
- 将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展を見据え、誰もが安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。
- また、将来的な人口動態に対応するため持続可能な居住環境づくりを、地域等における人口減少や高齢化率の上昇等に応じて、**段階的に推進**します。

2 居住促進区域の設定（図1）



※1 急傾斜地崩壊危険区域内のうち、土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複している範囲を居住促進区域外とします。

※2 急傾斜地崩壊危険区域と同範囲であり、居住促進区域外とする範囲も※1と同じとします。

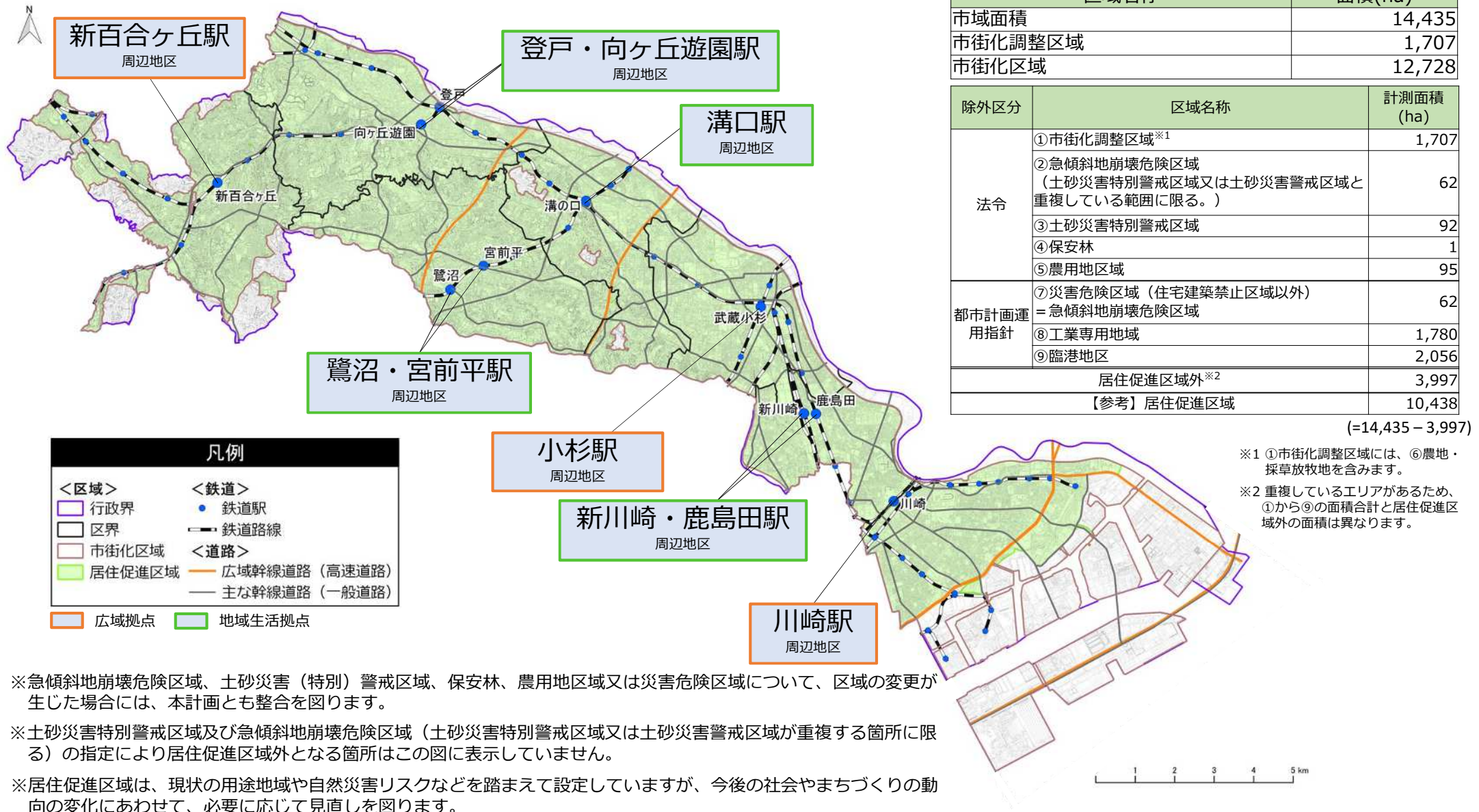
3 居住促進に係る施策

- 市全域で人口密度が高く、20年後も人口が緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることを踏まえ、居住促進の方針である「持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで居住の促進を図っていきます。

施策名	
- 交通安全対策の推進 - ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 - 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理 - 高齢者が生きがいを持てる地域づくり - 障害福祉サービスの充実 - 誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備 - 子育てを社会全体で支える取組の推進 - 協働の取組による緑の創出と育成 - 魅力ある公園緑地等の整備	- 多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進 - 魅力にあふれた広域拠点の形成 - 個性を活かした地域生活拠点等の整備 - 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 - 広域的な交通網の整備 - 市域の交通網の整備 - 身近な交通環境の整備 - 市バスの輸送サービスの充実 など

図1：居住促進区域（本編P44）

- ・居住促進区域の面積は約10,438haとなっており、市域面積の約72.3%を占めています。
- ・また、令和2(2020)年時点では市民の約95.5%（1,469,284人）が居住促進区域内に居住しています。



第5章 都市機能誘導（本編P50～P59）

1 都市機能誘導区域・誘導施設の設定の考え方

- 本市では、主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況となっています。
- そのため、本市では**将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展による都市の活力低下の防止をめざし、大規模な土地利用転換の契機などを捉え、交通利便性の高い駅周辺地区等においては、多様なニーズに対応した都市機能の誘導を図るなどコンパクトで効率的なまちづくりを進めていく必要があります。**
- 加えて、長期的視点では、将来的な人口減少や少子高齢化の更なる進展に伴う都市機能の撤退等による利便性の低下が懸念されますが、今後20年間では大幅な人口密度の低下等が見込まれていないため、**既存の都市機能の維持や機能更新による魅力向上を基本としつつ、今後の再開発の動向などを踏まえた都市機能の新たな誘導を推進**します。

2 都市機能誘導区域・誘導施設の設定

（1）都市機能誘導区域の設定（図2）

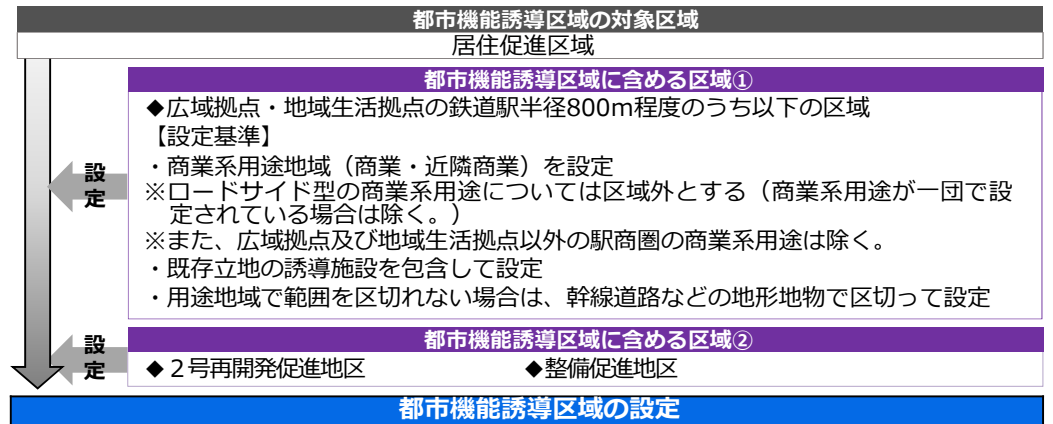
- 既存の都市機能の立地状況や広域からのアクセス性、今後の再開発の状況を見据え、本市の都市計画マスタープランに位置づけている「**広域拠点**」、**「地域生活拠点」**及び本市の都市再開発の方針に位置づけている「**2号再開発促進地区**」、「**整備促進地区**」をそれぞれ都市機能誘導区域として設定します。
- なお、現計画において、都市機能誘導区域は全て居住促進区域内に定めています。

都市機能誘導区域の設定		
既存の都市機能の立地状況や広域からのアクセス性	広域拠点	川崎駅周辺地区 小杉駅周辺地区 新百合ヶ丘駅周辺地区
	地域生活拠点	新川崎・鹿島田駅周辺地区 溝口駅周辺地区 鷺沼・宮前平駅周辺地区 登戸・向ヶ丘駅周辺地区
今後の再開発の状況	2号再開発促進地区※1 整備促進地区※2	

※1 「川崎都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、「計画的に再開発が必要な市街地のうち、特に一体的かつ総合的に、市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」

※2 「川崎都市計画 都市再開発の方針」に位置づけられている、「計画的に再開発が必要な市街地の目標の実現を図る上で、効果が特に大きいと予想される地区、特に早急に再開発を行うことが望ましい地区」

〈都市機能誘導区域の設定フロー〉



（2）誘導施設の設定

- 本市は市全域に居住地が広がっているため、小規模な商業施設や病院など、居住者の生活に密着した施設は市全域にあることが望ましいと考えており、また、都市の衰退を防ぐため、**広域的な利用の施設の維持・集積を図る必要がある**と考えています。そのため、誘導施設としては、都市機能誘導区域の**魅力の維持・向上に資する広域的な集客が見込める施設を誘導施設として次のとおり設定**します。

誘導施設	
大規模商業施設（10,000㎡以上）	ホール・劇場
映画館	コンベンション施設

※誘導施設については、民間施設を対象とします。

※大規模商業施設については店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの等の床面積の合計が10,000㎡以上のものを対象とします。

※必要に応じて、環境、防災、都市機能、都市空間等への配慮に関した誘導を行います。

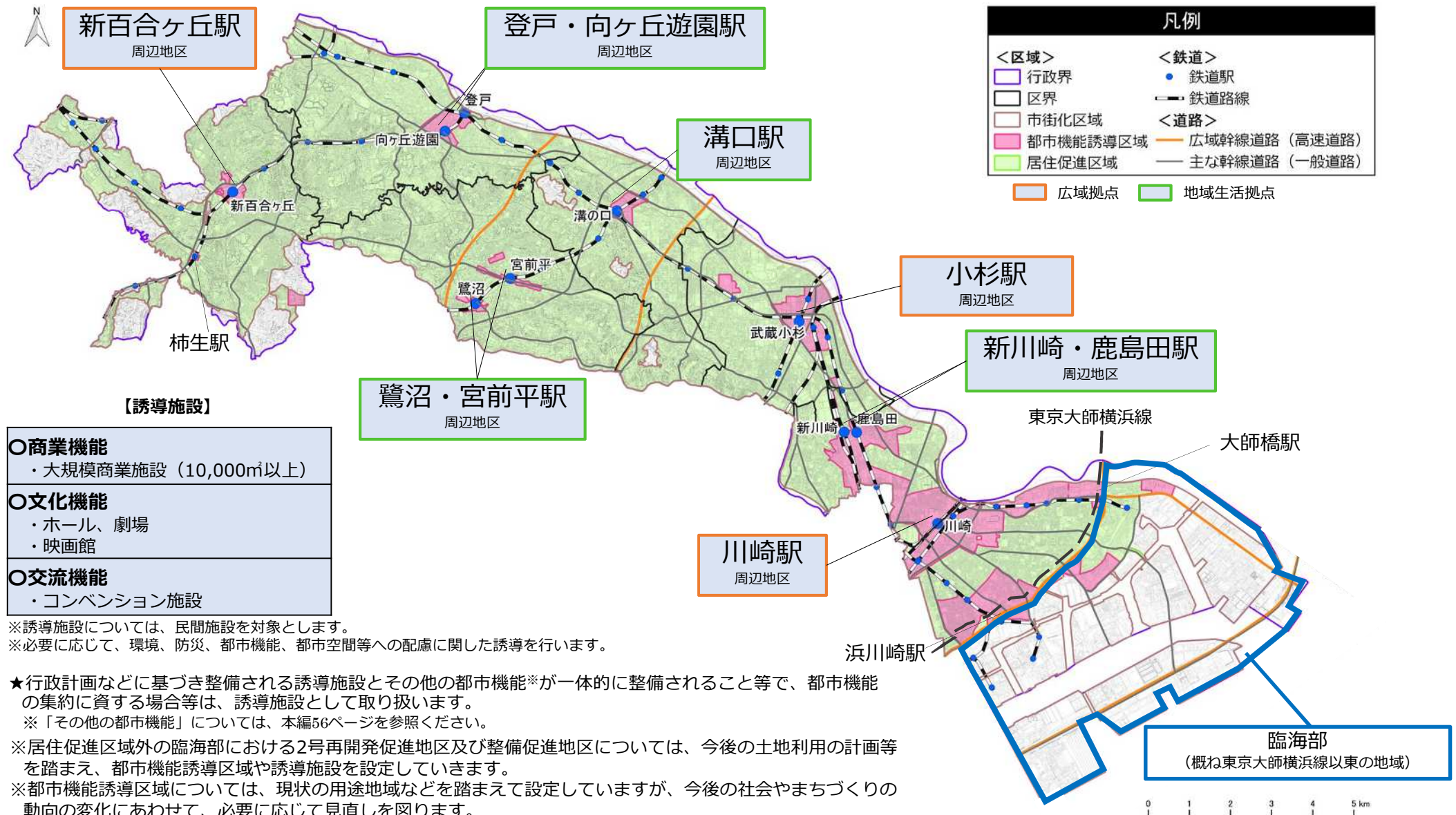
3 都市機能誘導に係る施策

- 主要な都市機能が広範囲にわたり立地しており、市全域において生活利便性が高い状況であり、20年後も人口が緩やかな減少傾向をたどることが想定されていることを踏まえ、都市機能誘導の方針である「**地域特性やポテンシャルを活かした魅力ある拠点等の形成**」の実現に向けた**施策を設定し、取組を行うことで都市機能の誘導を図って**いきます。

施策名	
・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進(再掲) ・地域の生活基盤となる道路等の維持・管理(再掲) ・魅力と活力のある商業地域の形成 ・魅力にあふれた広域拠点の形成(再掲)	・個性を活かした地域生活拠点等の整備(再掲) ・安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進(再掲) ・広域的な交通網の整備(再掲) - など

図2：都市機能誘導区域（本編P54）

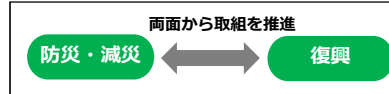
・都市機能誘導区域の面積は約1,282haとなっており、市域面積の約8.9%を占めています。



第6章 防災指針（本編P60～P127）

1 防災指針の基本的な考え方

- 近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、防災・減災対策として自然災害リスクの周知などのソフト対策と河川整備や崖対策などのハード対策の両面が求められます。
- また、防災・減災対策を行っても大規模な自然災害が発生する可能性があることから、被災後の復興に向けた事前準備をあわせて行うことにより、被害を受けにくく、被害を受けたとしても速やかかつ円滑な復興を可能とするため、「**防災・減災**」と「**復興**」の両面を兼ね備えた指針とし、取組を進めていきます。〈防災指針の連携イメージ〉



- 防災指針は都市再生特別措置法において、居住誘導区域及び都市機能誘導区域を対象としていますが、計画期間である20年後においても人口が現在よりも増加することが想定されていることから、安全・安心に住み続けることを基本として、防災指針の対象を市全域とします。

2 防災・減災

（1）リスク分析の対象となる災害又は被害想定

- 災害又は被害想定のうち、区域が示されているものを対象にリスク分析を行います。

種別	災害又は被害想定		
水害	①洪水浸水想定区域（計画規模・想定最大規模）		
	②高潮浸水想定区域		
	③家屋倒壊等氾濫想定区域（洪水・高潮）		
	④内水浸水想定区域		
土砂災害	⑤津波浸水予測区域		
地震	①土砂災害警戒区域	②土砂災害特別警戒区域	③急傾斜地崩壊危険区域
	①建物被害	②延焼	③液状化

（2）防災上の課題の整理と自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針

（本資料11～13ページの図3～5）

- 自然災害リスク毎に分析を行い、その結果を区単位で災害種別に応じた防災上の課題を整理し、自然災害リスクの低減・回避に必要な取組方針を示します。

3 復興

（1）対象とする災害

- あらゆる自然災害を対象とします。

（2）都市復興のまちづくりの基本目標と方向性

- 本市の総合計画や都市計画マスタープランと整合を図りながら、都市復興のまちづくりの基本目標と方向性を次のとおり設定します。

都市復興のまちづくりの基本目標	都市復興のまちづくりの方向性
- 安心のふるさとづくり - 力強い産業都市づくり	- 災害に強い都市構造の形成をめざす - 安全に避難できるまちをめざす - 自助・共助(互助)・公助による復興まちづくり

（3）復興の取組（本資料14ページの図6）

- 地震被害想定調査報告書等に基づき、区毎の被害特性から市域を類型化し、市街地特性を加味した上で、それに対する都市復興対策の方向性を示す等の取組を推進します。

4 防災指針に係る施策

- 本市で想定されている様々な自然災害リスクを対象に、防災指針の方針である「自然災害による被害の軽減や迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成」の実現に向けた施策を設定し、取組を行うことで都市の防災に対する機能の確保を行っていきます。

施策名	
- 災害・危機事象に備える対策の推進 - 地域の主体的な防災まちづくりの推進 - まち全体の総合的な耐震化の推進 - 消防力の総合的な強化 - 安全・安心な暮らしを守る河川整備 - 地域の生活基盤となる道路等の維持・管理(再掲) - 下水道による良好な循環機能の形成 - 地球環境の保全に向けた取組の推進（再掲）	- 多摩丘陵の保全（再掲） - 魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲） - 個性を活かした地域生活拠点等の整備(再掲) - 安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進(再掲) - 市域の交通網の整備(再掲) - 安全・安心なまちづくりの推進 など

- また、水害のうち本市でも被害が発生した令和元年東日本台風と同程度の降雨規模である洪水浸水想定区域（計画規模）については、ハード整備で対応するには長期間かかることから、リスク回避の意識啓発として、垂直避難が困難となることが想定される2階床上相当の高さ（浸水深3m以上）のエリア（本資料15ページの図7）で、建築物の新築・改築などを行う際に市独自の届出を求め、これに対し「避難に関する情報の案内」や「被害軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書の提供を行うことで、自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促します。

第7章 届出制度（本編P128～P131）

1 都市再生特別措置法に定める届出制度

（1）居住促進区域に関する届出（都市再生特別措置法第88条）（本資料6ページの図1）

○届出の対象となる行為

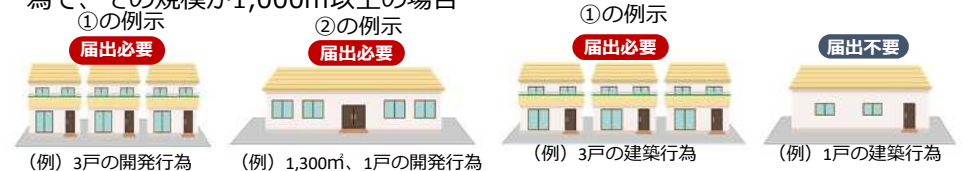
- 居住促進区域外で以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出を義務づけ

「開発行為（都市計画法第4条）」

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を伴う場合
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上の場合

「建築行為等」

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合



○届出の期日

- 開発行為又は建築行為等に着手する日の30日前までに、届出を行う必要があります。

○届出に対する市としての対応

- 届出を受けて、居住促進区域外における住宅立地の動向を把握し、既存取組を充実させるための参考とします。

第7章 届出制度（続き）（本編P128～P131）

（２）都市機能誘導区域に関する届出

（都市再生特別措置法第108条及び第108条の2）（本資料8ページの図2）

○届出の対象となる行為

- ・以下の行為を行おうとする場合には、原則として市への届出を義務づけ

「都市機能誘導区域外」

- ①誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為を行う場合

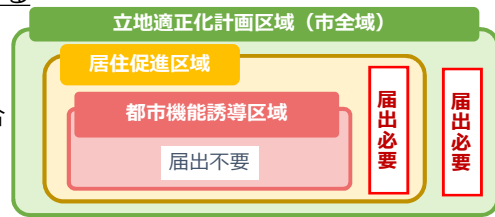
- ②誘導施設を有する建築物を新築する場合

- ③既存建築物の改築及び建築物の用途変更をし、誘導施設を有する建築物とする場合

「都市機能誘導区域内」

- ④誘導施設を休止・廃止しようとする場合

（例）誘導施設を新規に建築する場合



○届出の対象となる誘導施設

- ・大規模商業施設（10,000㎡以上）、ホール・劇場、映画館、コンベンション施設

○届出の期日

- ・開発行為又は建築行為等に着手する日の30日前までに、届出を行う必要があります。

○届出に対する市としての対応

- ・届出を受けて、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備動向や都市機能誘導区域内に立地している誘導施設の休廃止の動向を把握し、既存取組を充実させるための参考とします。

2 防災指針に定める届出（本市独自の取組）（本資料15ページの図7）

- ・本計画第6章の防災指針に示している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）のエリアで安全に暮らすことができるように自然災害リスクの周知・啓発を行うとともに、浸水被害軽減の配慮を促すことを目的として、届出を求めるものです。

○対象となる行為

- ・国土交通省が公表している洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）のエリアで居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）を行う場合

○届出の期日

- ・開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求めます。

○届出に対する市としての対応

- ・届出に対して、「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供します。

第8章 目標値・進行管理（本編P132～P134）

1 目標値

- ・目標値に設定する指標は、居住促進、都市機能誘導、防災指針の分野ごとに「まちづくりの方針」の達成に向けた進捗状況を把握するため、次のとおり設定します。

まちづくりの方針	指標	現状値 (評価年度)	目標値 (R27年度)
①居住促進に係る目標値			
持続可能で、誰もが暮らしやすい住環境の維持・改善	居住促進区域内人口の総人口に対する割合	95.5% (R2)	95.6%
	地域の生活環境を総合的に見た場合、今住んでいる地域に満足している市民の割合	80.8% (R5)	現状値以上
②都市機能誘導に係る目標値			
地域特性やポテンシャルを活かし、都市の魅力や活力を高めるまちの形成	都市機能誘導区域内誘導施設の総誘導施設数に対する割合	93.3% (R5)	現状値以上
	市内の広域拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	75.0% (R5)	80.0%
	住まいの区にある地域生活拠点駅の周辺に魅力や活気があると思う市民の割合	48.8% (R5)	62.5%
③防災指針に係る目標値			
自然災害の被害の軽減や、迅速な復旧復興による安心して暮らせるまちの形成	時間雨量50mm対応の河川改修率	81.1% (R3)	現状値以上
	浸水対策実施率（三沢川、土橋、京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区）	26.4% (R3)	現状値以上
	土砂災害特別警戒区域内人口の総人口に対する割合	0.46% (R2)	0.38%
	住宅の耐震化率	96.0% (R3)	現状値以上
	災害に強いまちづくりが進んでいると思う市民の割合	25.0% (R5)	現状値以上

※目標値に設定する指標は今後、総合計画の改定や国の指標設定等の考え方の公表にあわせて、機動的に見直しの検討を行います。

2 進行管理

- ・本計画の計画期間は、**おおむね20年**としていますが、人口動向などの社会状況を踏まえ、区域や誘導施策を見直す必要があるため、国勢調査や都市計画基礎調査等の各種データの活用などにより都市の動向を捉え、**おおむね5年ごとに計画の見直しの検討**を行います。
- ・また、上位計画である「川崎市総合計画（基本計画）」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市計画マスタープラン」等の改定が行われた場合には、これにあわせ機動的に見直しの検討を行います。

図3：水害に係る防災上の課題・取組方針（本編P82）

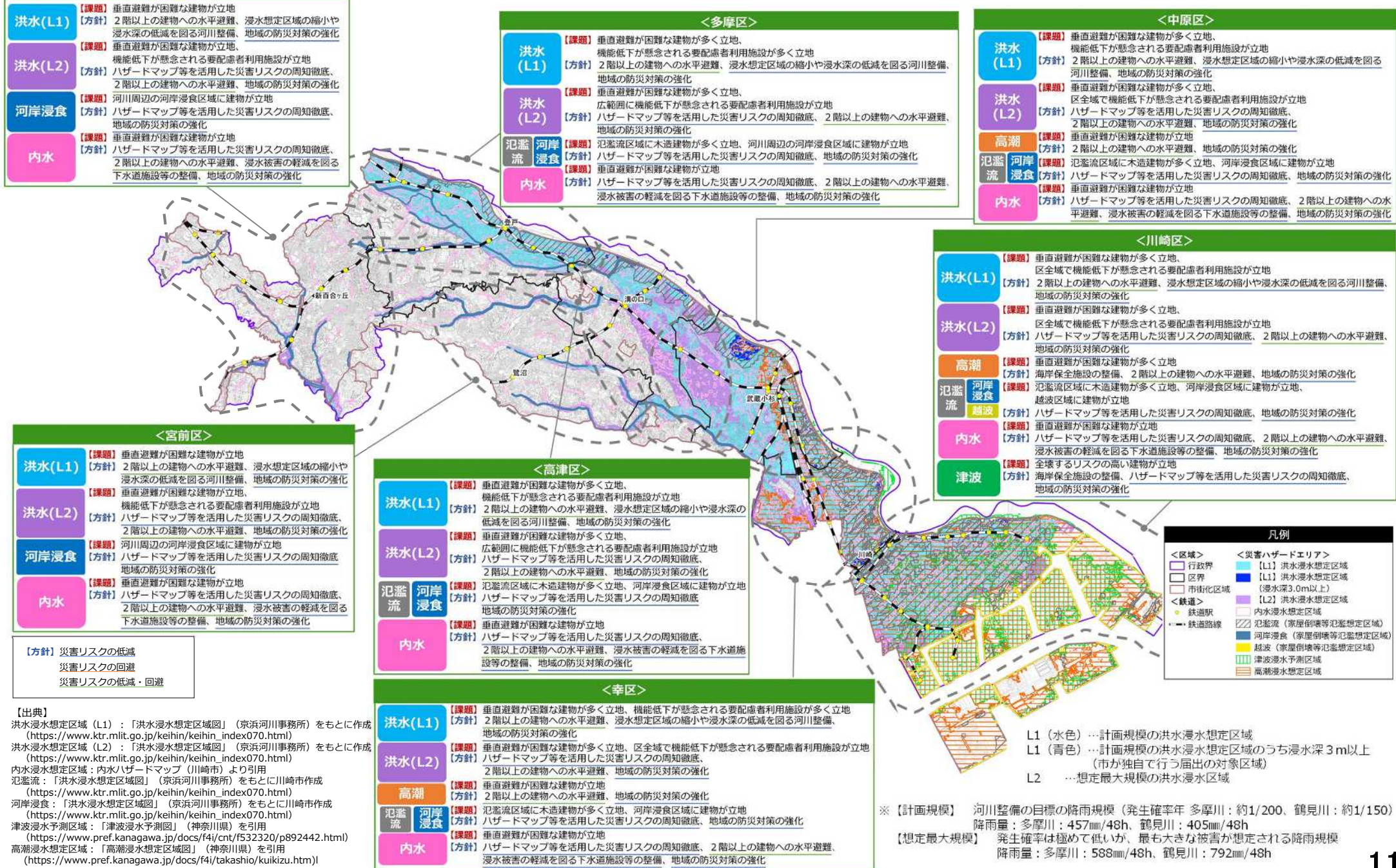


図4：土砂災害に係る防災上の課題・取組方針（本編P83）

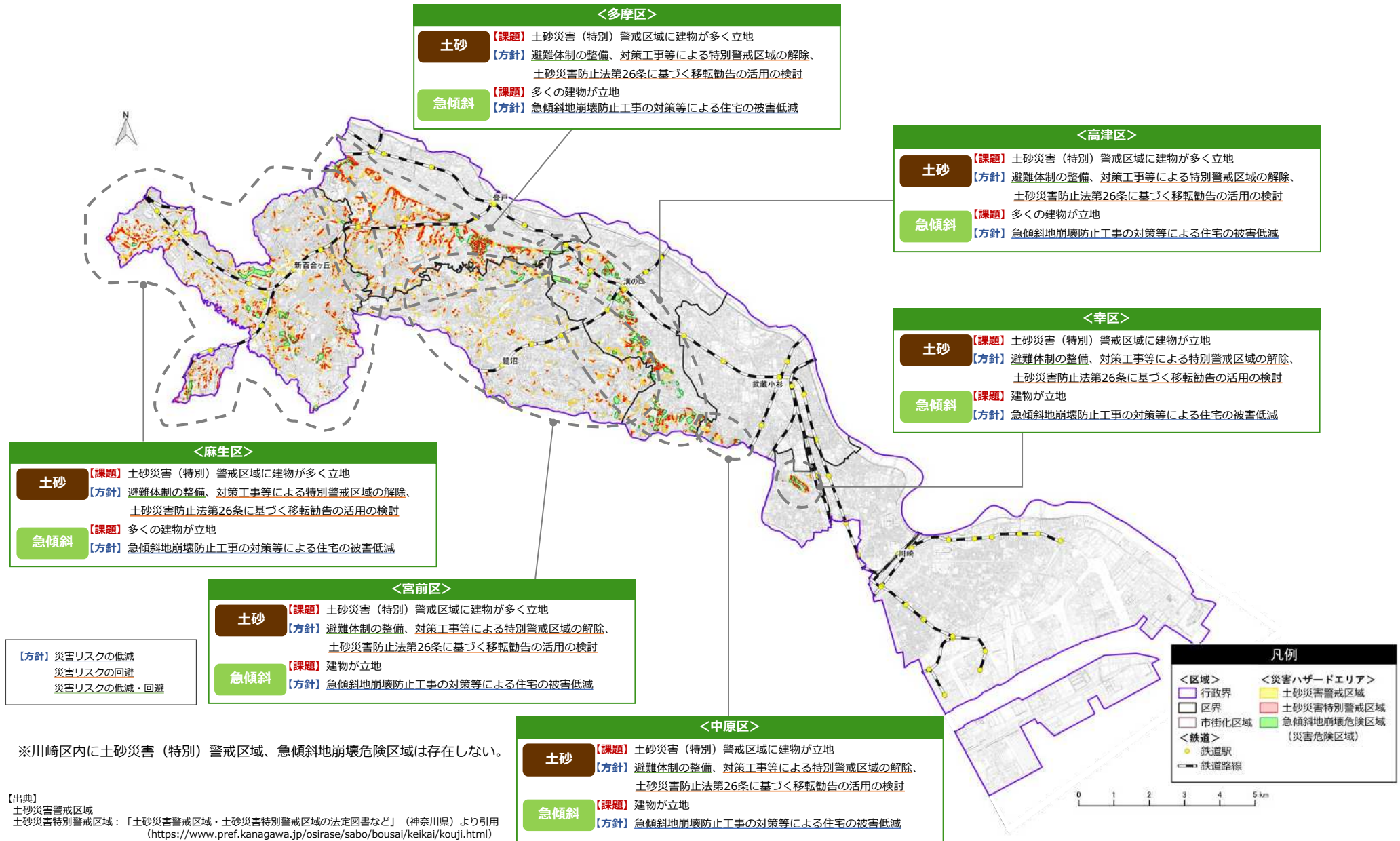
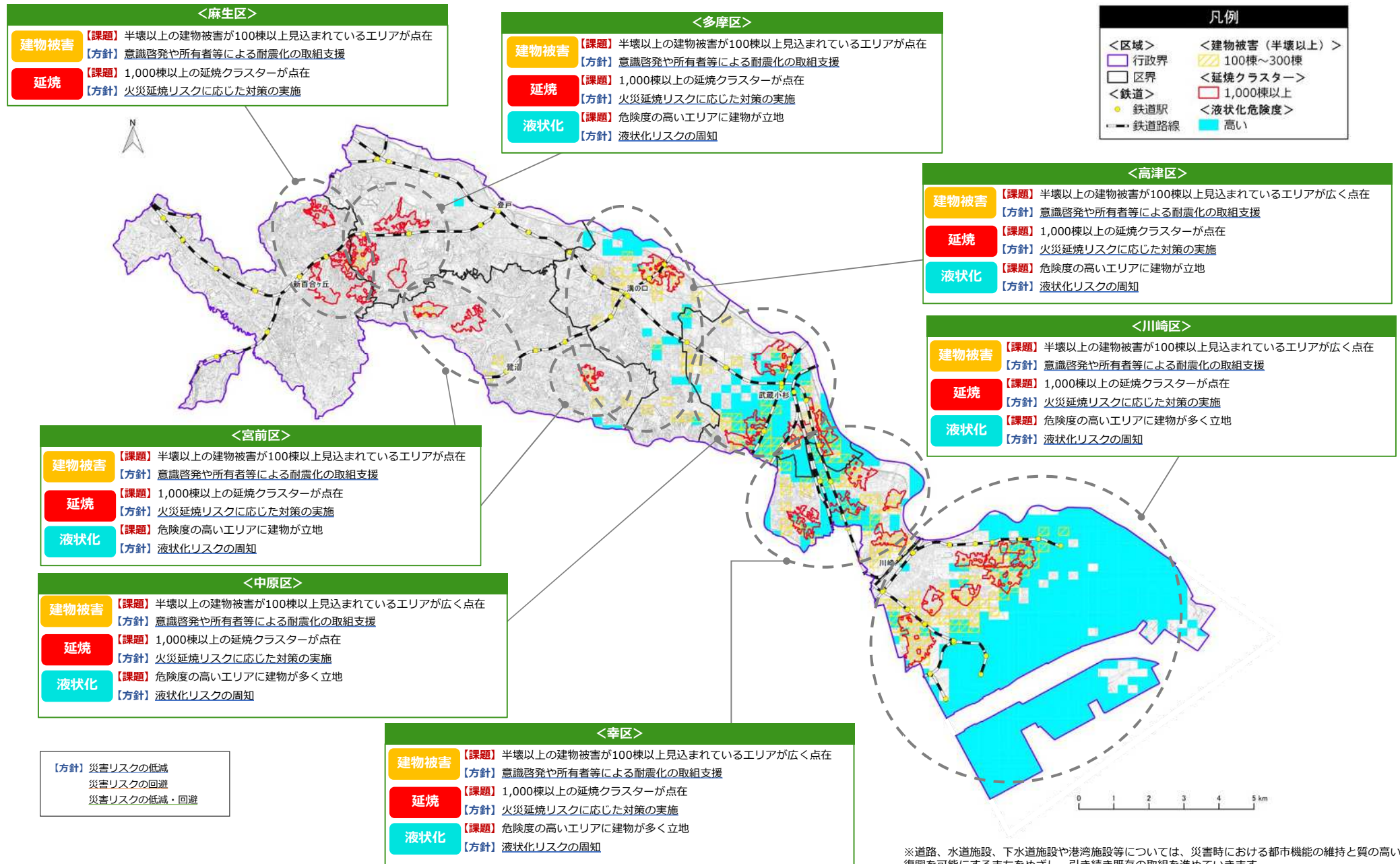


図5：地震に係る防災上の課題・取組方針（本編P84）



【出典】延焼クラスター、液状化危険度、建物被害：川崎市地震被害想定調査報告書（平成22（2010）年3月）より引用

※道路、水道施設、下水道施設や港湾施設等については、災害時における都市機能の維持と質の高い復興を可能にするまちをめざし、引き続き既存の取組を進めています。

図6：被害特性の類型化と都市復興対策の方向性（本編P108～110）

復興の事前準備として行っている基礎データ事前整理・分析については、最も甚大な被害の発生が広範囲で想定されている川崎市直下の地震を対象として、被害特性を基に市域を7種類に類型化し、市街地特性を加味した上で、ケース別に都市復興対策の方向性を検討しています。

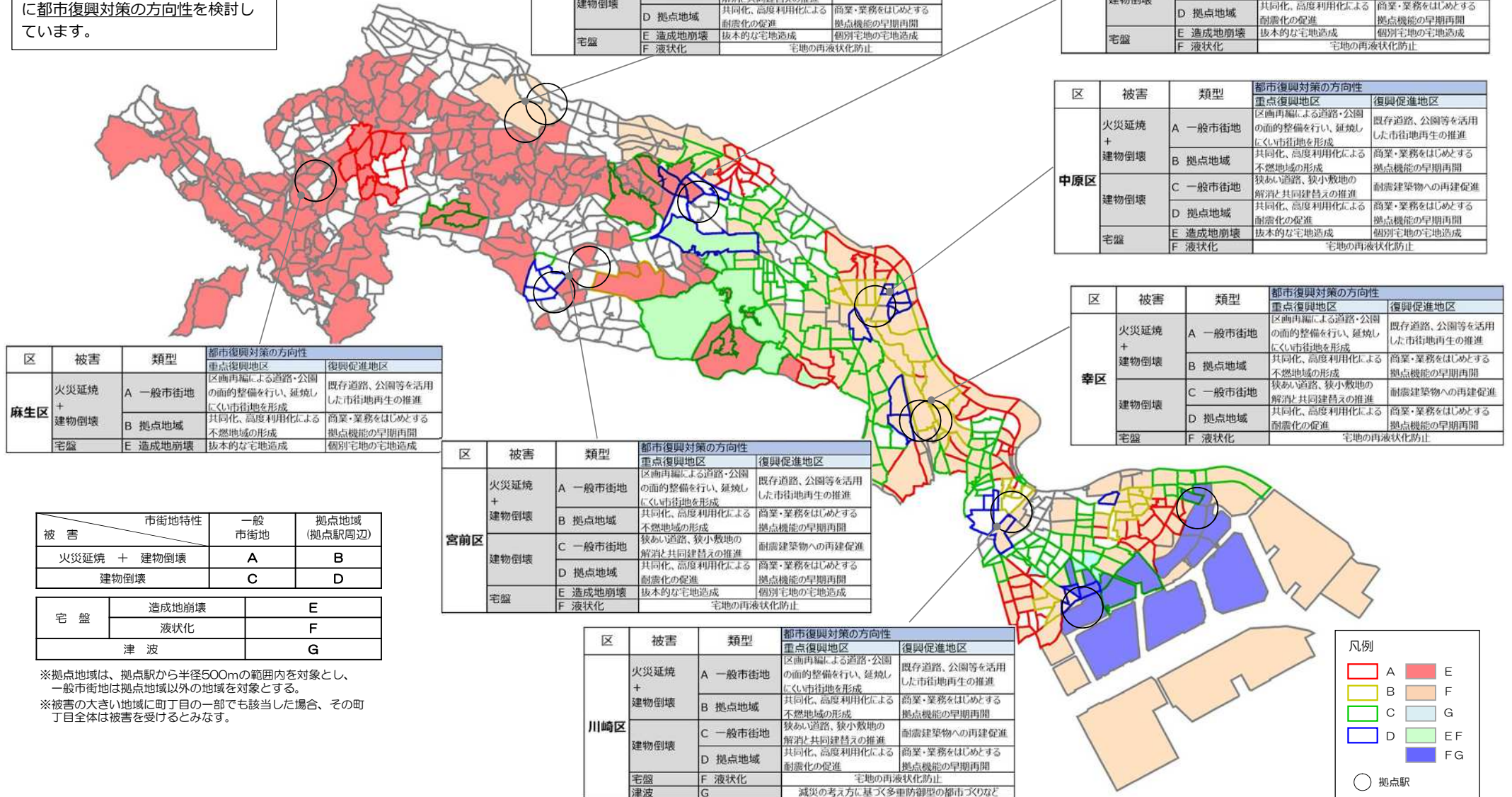


図7：防災指針に定める届出（新規施策）の対象区域（本編P127、P131）

- ・ 防災指針に定める届出の対象となる洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）の面積は約70haとなっており、市域面積の約0.48%を占めています。
- ・ また、令和2(2020)年時点では市民の約0.46%（6,190人）が届出の対象の区域内に居住しています。

洪水浸水想定区域（計画規模）

※国土交通省が公表している区域

大多数が2階以上の建物であるため、2階床上相当の高さである3mよりも浸水深が低い場合は、大多数の人が垂直避難が可能であることから、洪水浸水想定区域の計画規模浸水深3m以上に届出を求めるとしました。

【参考】浸水深と建物高さ



洪水浸水想定区域（計画規模）内の建物階数別戸数とその割合

建物数	計画規模
4階建て以上建物数	8,264 5.9%
3階建て建物数	30,178 21.7%
2階建て建物数	80,686 58.0%
1階建て建物数	19,913 14.3%
計画規模浸水エリア内の建物数（合計）	139,041 100%

※洪水浸水想定区域：国土交通省が公表している区域

凡例

<区域>	<鉄道>	<L1洪水浸水想定区域>
行政界	● 鉄道駅	浸水深0.5m未満
区界	— 鉄道路線	浸水深0.5m～3.0m未満
市街化区域		浸水深3.0m以上

防災指針に定める届出の対象となる区域

防災指針に定める届出（本市独自の取組）

洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）のエリアにおいては、防災指針に定める届出を求めます。

○対象となる行為

- ・ 居住の用に供する開発行為・建築行為等（1戸以上）

○届出の期日

- ・ 開発行為や建築行為等に関する設計に着手する前の段階で、建築物の用途・階数・間取りや宅盤の高さ等の基本情報について届出を求めます。

○届出に対する市としての対応

- ・ 届出に対して、「避難に関する情報の案内」や「被害の軽減を見込める建築物の助言」などを記載した回答書を提供します。

「洪水浸水想定区域図」（京浜河川事務所）をもとに川崎市作成
(https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index070.html)